

第 1 2 回 新宿区協働支援会議次第

令和 2 年 2 月 1 0 日（月）午後 2 時
新宿区役所本庁舎 6 階第 4 委員会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 次年度に向けた課題整理（続き）
- (2) 令和 2 年度一般事業助成手引きについて（確定）
- (3) その他

3 次回開催について

協働支援会議

令和 2 年 3 月 1 9 日（木）午後 2 時～ 第一分庁舎 7 階

4 閉 会

配付資料

- [資料 1] 課題整理表
- [資料 2] 協働事業助成審査項目（案）
- [資料 3] 一般事業助成スケジュール
- [資料 4-1] 一般事業助成募集要項（案）主な修正内容について
- [資料 4-2] 一般事業助成募集要項（案）

協働事業助成 課題整理表

課題	委員意見 (第9回後にご提出いただいた シートから抜粋)	令和元年度に区が実施した内容	令和2年度への取組案	協議結果
周知	周知が不徹底	○区報（2面）・区HPへの掲載 ○区設掲示板へのチラシの掲示（掲示板101本） ○募集チラシの区有施設での配架（チラシ420枚） ○区内に所在地を有するNPOへのDMの実施（約750団体） ○SNS（Twitter・FB）、キラミラでの情報発信 ○東ボラへの投稿	① 引き続き、同様の周知を行う。 このほか、不足する周知先・周知方法に関し、委員からご意見をいただきたいと思っています。	① アンケート(10団体) インターネット…8件 広報…4件 チラシ・ポスター…1件 (複数回答あり) これまでの周知に加え、インターネットでの周知を強化します。 例) 助成団体へも協力を依頼しSNSをさらに活用する。
	掲示板・広報誌面等での告知を工夫を行う	○区外に所在地を有するNPOへのDMの実施（約750団体） ○SNS（Twitter・FB）、キラミラでの情報発信 ○東ボラへの投稿		
	区以外の窓口で団体向けに積極的な働きかけを行う	○区外の間接支援団体へチラシの設置・情報提供を依頼（32カ所）		
説明会	実際に事業を実施している団体に、説明会に参加してもらい申請から実施までのお話を簡単にしてもらう	○事業報告会と説明会を同日で時間をずらして開催し、実際に事業を行っている団体の実施状況を説明会参加者にも聞いてもらえるよう実施しました。	② 募集要項の記載例の一部を、採択団体の実際の申請書類とするなど更なる工夫を行う。（例：企画書など）	②、③ これまでどおりの記載例を掲載し、他の資料も含めてホームページの閲覧を促すための記載方法や案内を工夫します。 例) ホームページの掲載箇所にアクセスできるQRコードを載せる。
申請 (受付)	申請書の記載例を手引きに掲載する	○申請に必要な書類を精査する一方で、昨年度協議された強化策の一つとして記載例の掲載数を増やすなどの充実を図っています。	③ 今年度は新宿ソダチに一般事業助成の選定団体の申請に際しての体験談を掲載（協働は編集時期に間に合わず）。助成の種類は異なるが、説明会等で活用し、参考にしてもらう。	
	手続きが面倒と思われない工夫を行う		④ 相談期間・申請期間を明確に分けることで、相談期間内に団体のアイデアを企画化してもらい、内容を詰めることができるようにスケジュールの調整を図る。	
企画書	団体が気軽に相談できるように申請受付の工夫を行う	○募集要項に早めの相談を促す記載を行うとともに、説明会等でも気軽に相談してもらえるように案内しました。	⑤ 課題解決の根拠について、客観的に把握できるように企画書の書き方を助言していく。 ⑥ 企画書の書き方について、課題、手法、団体の強みといった企画の特徴となる箇所をアピールするよう、引き続き助言を行う。	④ 取組み案のとおり、スケジュールを検討します。 ⑤、⑥ 表の活用など視覚的効果の高い書き方を含め、団体に対し引き続き助言します。
	十分に企画書を練れていない団体があるので、募集期間前に申請の相談ができる機会を設けてはどうか	○募集期間前であっても、申し出があった団体には随時相談を受けています。 ○申請団体には、複数回来庁してもらい、企画内容や書き方等を助言しています。初回の来庁時点で企画が明確になっている団体は少なく、団体のアイデアを企画書の体裁とするのに、かなりの時間をかけて対応しています。 ○団体が考えている課題の根拠を補強する材料となるよう、出来る限り実際の調査結果や区の公表しているデータに関する情報提供をし、企画書に記載するように助言しました。		
	団体により書き方や捉え方がでないように、提出の際に窓口で統一してより具体的な企画書を提出してほしい	○団体が考えている課題の根拠を補強する材料となるよう、出来る限り実際の調査結果や区の公表しているデータに関する情報提供をし、企画書に記載するように助言しました。		
	課題解決の具体的根拠を明確にしてほしい 具体的・箇条書き・数値化を前提としてほしい			
	提案書をメリハリのあるものとするために、課題の抽出などの特徴的なものを強調する工夫が必要			

課題	委員意見 (第9回後にご提出いただいた シートから抜粋)	令和元年度に区が実施した内容	令和2年度への取組み案	協議結果
相談	提案の質を担保するために、区担当課による相談支援を充実させる	○事務局に団体から相談があった段階で、事務局から担当課へ概要の説明等を行っています。	⑦ 所管課との相談を円滑にするため、確認項目を工夫し、事業担当課でも共通認識のもと相談を受けられるように担当課用のシートを作成する。 (シートの内容は第13回での審議をお願いします。)	⑦ 事業担当課記載の確認シート(案)を作成しますので、第13回でご協議ください。
	団体と担当課との事前協議を充実させるために、事前協議用のシートを作成する	○現在提出をお願いしている確認シートは、申請に関しての全体的な確認項目になっています。		
	区と団体の課題認識が明確に一致するよう合意をとれるようにする	—		
	協働の相手方となる担当課の選定が評価に影響を与えることを団体に伝える	○協働の相手方の選択が、結果として評価に影響することもあるので慎重に行うように助言しているものの、横断的な課題もあり、最終的には団体の希望を承りました。	⑧ 実例として今年度のことを伝える。	⑧ 取組み案のとおりとします。
課題提起	団体が企画を考えられるように、行政側で出来る具体的支援策の例を挙げる等の工夫を行う	○区が課題の重要性を認識しているものの、実施できていないケースを集めることがポイントになると思います。	⑨ 地域から課題を募集することについては、現在「民間からの事業提案制度」について庁内で検討していることもあるため、事務局で考え方を整理した上で、別途ご検討をいただきます。	⑨ 「民間からの事業提案制度」は、来年度中に提案・相談・調整の窓口を設置する予定です。担当の行政管理課が、詳細を検討中ですが、「民間からの事業提案制度」の対象事業や対象団体が、協働事業助成と重なることも想定されます。 このため、協働事業助成では、地域からの課題募集を引き続きの検討事項とし、来年度の課題設定は庁内から募集します。 また、その募集の方針や方法については、「民間からの事業提案制度」との仕切りとも関わってくるため、来年度は従来どおりといたします。
	効果を測定しやすいように個別の課題目標を具体的に定量化し提示する			
	課題提起をした部署からより具体的な要望を出す			
	問題点の要因が分かる課題提起の記載	—		
	課題提起が集まりにくい原因を分析し、対策を考える	○前回お配りした協働事業進捗調査の結果を踏まえ、平成16年から始まった協働推進が庁内に浸透してきたものと分析します。		
	区の計画の重点実施分野については、必ず課題提起をしてもらう	—		
	課題の記載シートを検証する	—		
	行政評価制度における外部委員の意見を踏まえて、区民から地域課題を募集する等のやり方を検討する	—		
審査基準	経営状況については審査しづらい	○ご応募いただく団体は営利目的ではないため、赤字ではないことが経営の安定性に直結するとも限りません。経理的な書類を作成する事務機能も含め、活動実績を参考に団体の収支状況をご審査いただきました。	⑩ 経営状況を審査の項目から外す、あるいは事務局で確認し、問題の有無を会議でご報告する。	⑩ 経営状況はこれまでどおり審査対象とします。ただし、配点は検討事項とします。 ⇒資料2参照
	審査項目の表現や審査基準について明確化・具体化する	— 2 ページ	⑪ 事務局で作成した文案を協議する。(第13回で文案提示)	⑪ 資料2について、ご協議ください。

課題	委員意見 (第9回後にご提出いただいた シートから抜粋)	令和元年度に区が実施した内容	令和2年度への取組み案	協議結果
	一次審査の通過ラインの判断基準がわかりづらい	○概ね6割としているのは、単純に点数だけで通過団体を決めるのではなく、あくまでも支援会議の協議の中で決定を行う余地を設けるためです。	¹² 明確な基準を設けるか、現状どおりとするかご協議ください。 (例：得点率6割以上を通過とする、または得点率5割で足切りとし、それ以上の団体を一次通過の審議対象とする等)	¹² 、 ¹³ 最終の得点は、一次審査と二次審査の総得点として順位を決めます。 一次審査の点数は、足切りとしての判断材料とし、その割合は別途協議していただきます。
審査方式	団体数の少ない場合には全団体をプレゼンまで進ませる、もしくは一定の点数に達した団体は一次・二次合計で判定するなど、現行の二段階審査のやり方の見直しを行う	—	¹³ これまで同様、一次審査の通過基準を設けるものの、採点表に審査員がプレゼンを聞きたいと思う団体とその理由を記載する欄を設け、得点数とともに理由を会議で開示し、審議を経て一次審査通過団体を決める。	
	書類だけでは読み取れない意気込みや熱意をカバーできる手法の検討	—		
	一定の制約のもとに、書面審査前後での提案書の内容変更を認める	—	¹⁴ 変更を認めるかご協議ください。(認める場合、基準案を事務局で作成します。第13回でご審議をお願いします。)	
プレゼン方法	審査をするのに十分な情報を得るためにプレゼンでの質疑応答時間を長くしてほしい	—	¹⁵ 団体数が多い場合は、最終選考を別日とし、公開プレゼンは最長で1日とする。通過団体数に応じ、プレゼンと質疑の時間配分や質疑方法を設定する。(詳細は次年度実施要領を固める際にご協議願います)	
	協働支援会議委員の全員が質疑応答を行う	—		
プレゼン内容	ポイントを絞ったプレゼンを実施するために事前アドバイスを強化する	○審査の基準や着眼点を募集要項に記載のうえ団体に伝えていきます。プレゼン前には原稿を確認し、補足が必要な箇所についてアドバイスをしました。	¹⁶ 引き続きアドバイスをを行う。	
	プレゼンの際に担当課の考えを取り入れる等の工夫を行う	○事業担当課にもプレゼン原稿の確認と団体へのアドバイスを依頼しました。	¹⁷ プレゼン内容の助言等、プレゼン前の準備を担当課、団体と連携して行うことを改めて徹底していく。	
傍聴者	一次審査を通過しなかった団体は、次年度のことも考え、プレゼンを傍聴してもらう	○区報・区HPへの掲載 ○SNS (Twitter・FB) での情報発信 ○プレゼンチラシの区有施設での配架(400枚) ○一次審査が終わらないと、二次審査の開催が確定しないため、周知期間が短くなってしまいました。	¹⁸ 一次審査の結果連絡の際、二次審査の開催について案内する。申請募集時の周知先と同様とする。	
	より多く傍聴者に参加を求めるため企業や地域団体にも声掛けを行う			
事業の広報	住民の共感を得られるような広報内容の充実と周知の工夫を行う	○採択団体の情報公開、チラシの作成や広報への掲載、SNSでのPRなどを行う予定です。	¹⁹ 伝わりやすいチラシの内容や広報記事を目指し工夫する。	

課題	委員意見 (第9回後にご提出いただいた シートから抜粋)	令和元年度に区が実施した内容	令和2年度への取組み案	協議結果
アフターフォロー	助成期間の満了後も、活動が継続できるようにアフターフォローを充実させる	—	⑳ 実施団体、事業担当課、事務局で連携を図る。 (すでに積極的に連携を図っています)	
団体への助言	不採択団体へ問題となった個所や改善部分を明記して伝える	○通知を送ると同時に、結果を団体へ電話連絡しました。その際に、問題点や評価された点を口頭でお伝えしました。	㉑ 引き続き口頭で伝える。 (申請受付の際に、何度もやり取りしているため、申請者との関係が築けています。文書で事務的に説明するのではなく、次年度のことも考え丁寧に対応したいと思います。)	
協働を支える仕組み	区・団体ともに制度を理解したうえで申請・審査に臨める仕組みづくりが必要	○区については、各課の協働推進員が出席する会議において支援会議委員を講師に招き、レクチャーを行いました。申請団体へは、事前説明会等で説明を行いました。	㉒ 事業担当課との円滑な調整のため、協働推進員の制度理解を促進することが重要。会議の出席率を高める工夫をする。	
全般	制度の全面的な見直し	●制度全般で課題をいただきましたので、協議内容を反映させた結果を次年度に検証します。		

協働事業助成審査項目(案)

【変更点】

- ① 各審査項目を、着眼点別に並べ直しました。
 ② (5)、(8)、(11)の文言を修正しました。

審査項目	必 協 要 働 性 の	(1) 区民ニーズを的確に把握し、地域課題や社会的課題を捉えた事業となっているか	(10点)
	実 事 現 業 性 の	(2) 事業計画及びスケジュールが実現可能で、妥当なものとなっているか	(10点)
	実 事 現 業 性 の	(3) 実行体制(人員体制や安全対策)が適切であるか、妥当なものとなっているか	(5点)
	必 協 要 働 性 の	(4) 課題解決のために、協働の手法が必要であり、かつ相乗効果が期待できる内容となっているか	(10点)
	必 協 要 働 性 の	(5) 多くの区民の社会貢献活動の啓発に役立つものとなっているか ※1 文言修正	(5点)
	必 協 要 働 性 の	(6) 課題解決の手法が適切で、効果が期待できるものとなっているか	(10点)
	実 事 現 業 性 の	(7) 団体の先駆性や専門性、強みを活かした事業となっているか	(5点)
	団 体	(8) 自ら資金確保に努め、経営状況は健全であるか 文言修正	(10点)
	団 体	(9) 運営の公開性及び透明性に優れているか	(5点)
	実 事 現 業 性 の	(10) 事業の継続性や発展性が期待できるか	(5点)
	実 事 現 業 性 の	(11) 資金計画や経費見積りが適切であるか 文言修正	(5点)
合計		80点満点	



協働の 必要性	(1) 区民ニーズを的確に把握し、地域課題や社会的課題を捉えた事業となっているか	(10点)
	(4) 課題解決のために、協働の手法が必要であり、かつ相乗効果が期待できる内容となっているか	(10点)
	(6) 課題解決の手法が適切で、効果が期待できるものとなっているか	(10点)
	(5) 区民の社会貢献活動への理解を深める契機となり得る事業か	(5点)
事業の実 現性	(2) 事業計画及びスケジュールが実現可能で、妥当なものとなっているか	(10点)
	(3) 実行体制(人員体制や安全対策)が適切であるか、妥当なものとなっているか	(5点)
	(7) 団体の先駆性や専門性、強みを活かした事業となっているか	(5点)
	(10) 事業の継続性や発展性が期待できるか	(5点)
	(11) 申請した企画内容と照らして、資金計画や経費見積りが適切であるか	(5点)
団 体	(9) 運営の公開性及び透明性に優れているか	(5点)
	(8) 団体の運営に係る経費について、自ら資金確保に努め、経営状況は健全であるか ※2	(10点)
合計	80点満点	

※各委員の評価を下記のとおり事務局で点数変換し、合計点を集計します。

* 10点満点の場合(評価A:10点、B:8点、C:6点、D:2点、E:0点)

* 5点満点の場合(評価A:5点、B:4点、C:3点、D:1点、E:0点)

※1 ここでは、事業の実際の受益者となる対象者数の多寡を審査するのではなく、その事業を実施することで事業へのボランティア参加や社会貢献活動への関心が増進するなど、区民に社会貢献活動が広まり浸透することが期待できるものかどうかを、審査していただきます。

※2 事前協議の中で十分に意見交換を行っていただくとともに、決算書等経営状況の資料で疑問点などがありましたら、事務局から団体へ確認します。その内容も含めて採点することとします。

令和2年度協働推進基金 一般事業助成スケジュール表

項目	月	日	曜日	時間	場所	参考 元年度日程
一般事業助成募集広報周知 (区広報・チラシ・登録NPOメール・ウェブ周知)	3	15	日			3月15日
事前相談期間	3	16~31		随時	地域コミュニティ課	
協働支援会議委員による講演会(関口委員) 一般事業助成第1回説明会	3	23	月	14時00分~16時00分	第一分庁舎 7階会議室	3月25日
協働支援会議委員による講演会(伊藤委員) 一般事業助成第2回説明会	3	25	火	18時30分~20時30分	第一分庁舎 7階会議室	3月26日
一般事業助成第3回説明会	3	26	木	10時00分~11時00分	第一分庁舎 7階会議室	3月28日
助成申請受付期間	4	1~10				4月1日~11日
★第1回協働支援会議 (スケジュール等確認) ※審査資料は後日郵送	4	14	火	15時~17時	第3委員会室	4/9 10:00~12:00
助成申請書等委員送付	4	15	水			4/16
★第2回協働支援会議 (書類審査あたったの事前協議) ※委員質問票メール送付	4	22	水	14時~16時	302会議室	4/23 14:00~16:00
団体質問事項の回答(第2回質問があった事項の回答)	4	27	月			4/26
一次審査採点表提出期限 (電子メール) ※期限厳守	5	6	水			5/6
★第3回協働支援会議 (書類選考(一次審査))	5	12	火	14時~16時	302会議室	5/8
委員質問票提出期限(委員→事務局)	5	15	金			5/13
委員質問票送付(事務局→委員)	5	19	火			5/15
★第4回協働支援会議 (公開プレゼンテーション(二次審査))	5	25	月	13時~17時 ※二次審査団体数により 開催時間は変更する可能性あり	第一分庁舎 7階会議室	5/22
助成決定通知送付	5	29	金			5/29

一般事業助成募集要項(案)主な修正内容について

修正箇所は募集要項本文中の赤字部分です。
主な修正内容は以下のとおりです。

	主な修正内容	該当ページ
1	「目次」を追加	
2	年度、日程は〈資料3〉一般事業助成スケジュール表と同様に修正	ページ全体
3	「事前相談期間」を追加	3ページ、6ページ
4	「審査基準」を協働事業助成と合わせる	3ページ
5	過去の採択事業を参考にしやすいよう、区ホームページ(一般事業助成)のURL、QRコードを追加	8ページ
6	事業計画書の書き方のポイントとなる部分がわかりやすいように工夫	11ページから13ページ

その他、軽微な文言整理、挿絵を追加しております。



令和2年度新宿区協働推進基金助成金 一般事業助成 募集要項



問合せ先：新宿区地域振興部地域コミュニティ課管理係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電 話：03-5273-3872

FAX：03-3209-7455

目次

1	目的	P 1
2	助成対象活動	
3	助成対象団体	P 2
4	助成金の額	
5	対象期間	
6	助成対象経費	
7	助成のながれ	P 3
8	助成及び活動内容の公表	P 5
9	助成事業への支援	
【参考①】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）のながれ P 6		
【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成） 対象経費算定基準 P 7		

ポイント

提案にあたっての情報収集の方法ですが、区ホームページでは様々な情報を公開しています。以下に事例をご紹介します。新宿区の地域課題等を確認する際にご活用ください。

- ・新宿区のデータ・オープンデータ（トップページ左下）では、新宿区の概況や区民意識調査等の各種データが公開されています。
- ・新宿区の重要な施策や行政評価資料は「その他区政情報」の「構想・計画・自治」や「行政評価」で公開されています。

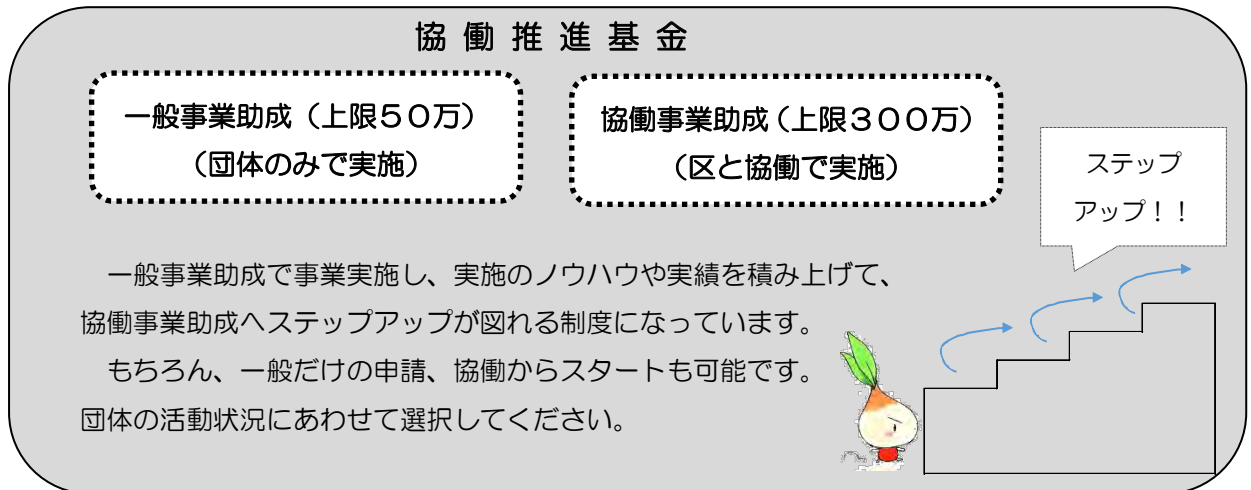


1 目的

新宿区では、区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行っています。

助成は「一般事業助成（助成団体のみで実施する事業）」、「協働事業助成（区との協働により実施する事業）」の2つの種類があります。

※今回の募集は一般事業助成です。協働事業助成の募集は5月頃の予定です。



※協働推進基金とは？

区民及び事業者等からの寄附金を活用することにより、区民の福祉の向上を目的として非営利活動を行うものに対し助成を行い、もって協働による地域社会づくりを推進することを目的に、平成16年度に設置した基金です。

2 助成対象活動

区民の福祉の向上を目的とした社会貢献活動（営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動）のうち、次のいずれにも該当する事業とします。

- （1）新宿区の地域課題や社会的課題の解決を目的とした事業
- （2）特定非営利活動法人又はボランティア活動団体等の特性を活かして実施する事業
- （3）区民の社会貢献活動の啓発に寄与する事業



- 申請できるのは1団体1事業です。
- 以下の活動は対象となりません。

ア 特定の政治的活動若しくは宗教的活動に係る活動

イ 区またはその外郭団体から当該活動に対して助成を受けている活動

区の地域課題を解決
する事業が対象です



3 助成対象団体

以下のいずれかに該当する団体とします。

(1) 特定非営利活動法人

(2) ボランティア活動団体等の営利を目的としない団体で次のいずれにも該当する団体

ア 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること

イ 団体の構成員が5名以上であること

ウ 予算・決算を適正に行っていること

エ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること

オ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと

カ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

4 助成金の額

(1) 上限50万円

(2) 助成率 助成対象経費の2/3まで

(3) 助成回数 同一または継続性のある事業については3回まで

(2回目以降の助成率は、助成対象経費の1/2まで)

(4) 令和2年度予算額 200万円

- ・千円未満の端数を切り捨てた額とします。
- ・区予算範囲内での助成となります。助成の可否及び金額は「新宿区協働支援会議」の意見を聞いた上で、区が助成先及び助成額を決定します。助成は予算の成立を条件とします。
- ・申請は年度単位となります。1回目の助成が決定しても、2回目以降の助成をお約束するものではありません。
- ・過去に「新宿区NPO活動資金助成」による助成を受けた事業については、同一事業として助成回数を計上します。

5 対象期間

助成金交付決定日から令和3年3月31日までに活動を実施し、同期間に支出した経費を対象とします。

実績報告の際に、原則としてすべての助成対象経費に係る領収書が必要となります。

6 助成対象経費

P7「【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）対象経費算定基準」に定める通りです。経費の積算については、見積書を徴取するなどし、算出根拠を明らかにしてください。

7 助成のながれ（P6【参考①】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）のながれ参照）

（1）事前相談期間

令和2年3月16日（月）から令和2年3月31日（火）まで

（2）申請受付期間

令和2年4月1日（水）から令和2年4月10日（金）まで

※申請に必要な書類はP9～の「申請に必要な書類について」をご覧ください。

（3）事前相談・申請

事前相談・申請される際は、必ず電話またはFAXで来庁の予約をおこなってください。申請内容を確認しますので、必ず申請内容のわかる方がお越しください。（FAX、メール、郵送等による申請はできません。）

申請・問い合わせ先

地域振興部地域コミュニティ課管理係（区役所本庁舎1階15番窓口）

TEL：03-5273-3872 FAX：03-3209-7455

申請内容等、不備があると判断される場合は、補正を依頼することがあります。募集期限間際の提出は、補正の時間が十分に取れない可能性がありますので、すべての書類が出来上がっていない段階でも、早めに窓口へご相談をお願いします。

（4）審査

下記の審査基準により「新宿区協働支援会議」で一次審査と二次審査を行います。協働支援会議は、協働推進基金へご寄附いただいた方の意向を尊重するよう努めます。

【審査基準】

- ア 区民ニーズを的確に把握し、地域課題や社会的課題を捉えた事業であること
- イ 課題解決の手法が適切で、効果が期待できるものであること
- ウ 区民の社会貢献活動への理解を深め、参加の契機となり得る事業であること
- エ 事業計画及びスケジュールが実現可能で、妥当なものであること
- オ 実行体制（人員体制や安全対策）が適切であること
- カ 事業の継続性や発展性が期待できること
- キ 団体の先駆性や専門性を活かした事業であること
- ク 申請した企画内容と照らして、資金計画や経費見積りが適切であること
- ケ 運営の公開性及び透明性に優れていること
- コ 団体の運営にかかる経費について、自ら資金確保に努め、経営状況が健全であること
- サ 過去に本助成を受けた事業を申請する場合、実施状況が適切であること、その効果が発揮された事業であること

〈一次審査〉

申請書類に基づき書類審査を行います。得点の5割以上を基準として、新宿区協働支援会議で協議をして選定します。

〈二次審査〉

一次審査を通過した団体を対象に二次審査（公開プレゼンテーション）を行います。総得点（一次審査及び二次審査の合計得点）の6割以上を基準として、新宿区協働支援会議で協議をして選定します。

公開プレゼンテーション実施日：5月25日（月）時間は追ってご連絡します。

（５）助成金の決定

新宿区協働支援会議の意見を聞き、区が助成金の交付・不交付決定をし、申請団体に通知します（６月上旬を予定）。助成が決定した場合は団体からの請求に基づき交付します。

なお、選定団体の申請総額が助成予算額を超過した場合は、協働支援会議の審査結果を参考に減額調整させていただく場合があります。あらかじめ減額の可否について検討してください。

（６）助成金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付の取り消しや助成金の返還が生じます。

ア 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を他の用途に使用したとき。

ウ 助成金の交付決定の内容、若しくはこれに付した条件、規則第１３条に定める規定による是正命令又は法その他の法令に違反したとき。

エ 次項（７）の実績報告の提出をしなかったとき

オ 助成金に余剰金が生じたとき。

（７）実績報告等（Ｐ１９～「実績報告に必要な書類について」をご参照ください。）

助成対象事業終了後２か月以内又は令和３年３月３１日のいずれか早い方（間に合わない場合はご相談ください）に以下の書類を提出してください。

提出がない場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、確定額が交付決定額より少ない場合は差額を返還していただきます。また、不足が生じた場合の追加交付は行いません。

助成事業の実施にあたっては、必ず事業参加者や利用者（受益者）へアンケートを実施し、事業に対する満足度を把握してください。満足度はできるだけ数値で把握できるように、以下の基準をもとにアンケートを作成してください。

【基準】

- ①１００％（大変満足） ②８０％（満足） ③６０％（普通） ④４０％（やや不満）
⑤２０％（大変不満）

（８）助成金の確定と清算

区は、実績報告に基づき交付すべき助成金額を確定し、助成団体に通知します。このとき、交付された助成金額より確定した助成金額が少ない場合は、その差額分を区に返還していただきます。

（９）事業内容の変更等

次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区に連絡し、承認を受けてください（軽微な変更は除く）。申請時と異なる用途に助成金を使用することはできません。

ア 助成事業に要する経費の区分を変更しようとするとき

イ 助成事業の内容を変更しようとするとき

ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき



- (10) 助成事業として決定した場合、実施事業を職員が見学させていただく場合があります。
あらかじめご了承ください。

8 助成及び活動内容の公表

(1) 事業の公表

選考過程の「公開性」「透明性」を高めるため、二次審査は公開プレゼンテーションとし、事業の申請書類等（団体に關する書類を除く）を当日資料として来場者に配布します。

また、助成金交付決定団体については団体名、助成額、申請書類等（団体に關する書類を除く）、事業終了後には実績報告書等を区ホームページ等により公表します。

助成の可否にかかわらず、提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

(2) 団体における情報発信

団体のホームページや機関紙等で、助成事業の実施状況や成果を公開・発信してください。

(3) 協働推進基金の周知

助成事業の実施にあたり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等に必ず「令和2年度新宿区協働推進基金一般事業助成事業」と明記し、基金を活用した事業であることがわかるように周知してください。また、イベント開催時に基金のパンフレットの配布等をお願いすることがあります。

(4) 成果物の提供

助成事業で作成した冊子等の成果物がある場合は、実績報告時に1部ご提出ください。

9 助成事業への支援

(1) 区施設の利用

下記の施設については、受付期間の特例により、登録団体の利用予約開始よりも前に利用予約が可能です。（講座・イベントの当日等、対象者が参加する助成事業実施の当日に限ります。企画会議や事前打ち合わせ等の事前準備に係る利用は受付期間の特例の対象になりません。）

【対象施設】 ※利用にあたっては、助成金の交付決定通知書をご持参の上、窓口で手続きを行ってください。

- ・新宿NPO協働推進センター
- ・各地域センター（区内10か所）

(2) 広報活動

下記のとおり広報が可能です。広報宣伝費等の積算の参考にしてください。

ア 区広報紙「広報新宿」への掲載

区広報紙（7月15日号・10月5日号・1月25日号に掲載予定）に、一般事業助成の紹介（事業実施の日程、場所、費用、内容等）を掲載します。

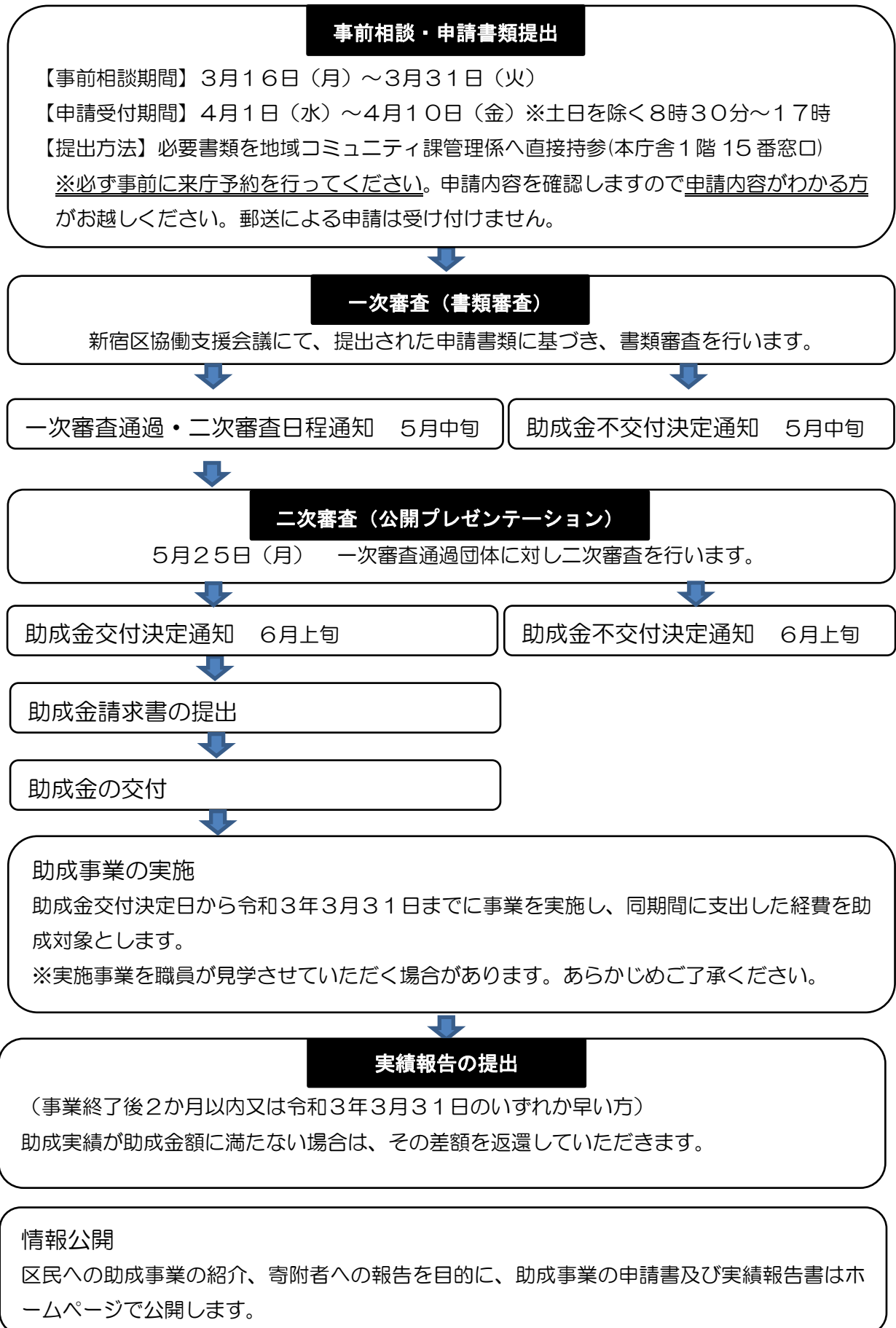
イ チラシ・ポスターの設置等

区役所本庁舎1階地域コミュニティ課前のパンフレットスタンドや区施設等に事業に関するチラシを設置します。また、区直営管理掲示板（区内101箇所）にポスター（A4縦）を掲示できます。※チラシ・ポスターの設置等については、事前にご相談ください。

ウ 区ホームページへの掲載

区ホームページにて事業のご案内をします。作成したチラシデータを担当までお送りください。

【参考①】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）のながれ



【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）対象経費算定基準

項目		対象経費の例	対象外経費の例
事業費	使用料及び賃借料	物品や会場などの賃借料・使用料	賃貸借契約の確認の取れない個人宅に係る経費、家賃
	印刷製本費	事業PRのためのチラシ・ポスター等作成費 パンフレット作成費	団体機関紙、会報、定期刊行物発行費用等
	消耗品費	事務用品の購入費 材料費	土産・賞品・記念品代・調理材料費・飲食経費
	委託費	イベントの会場設営、デザイン料等の事業の一部を委託する経費	
	講師謝礼	講師等の謝礼	団体の構成員に支払う謝礼返礼用の菓子折りや金券類
	その他謝礼	ボランティアに関する経費	
	交通費	講師との事前打合せのための交通費 遠隔地で実施する活動に係る交通費 バスの借り上げ料等	タクシー代 講師交通費は謝礼に含む
	保険料	活動への参加者、イベント参加者への保険料	コミュニティ活動補償制度の対象となるもの
	その他諸経費	郵送料、物品等の運搬費、通信費等	光熱水費
	人件費	アルバイトスタッフの賃金、団体構成員の給与（事業費の20%以内）	
ファンドレイジングに関する経費		寄附集めの広報、ダイレクトメール発送、クラウドファンディング手数料等（事業費の5%以内）	

人件費注意事項

- ・事業費の20%以内
 - ・団体構成員の給与以外にもアルバイトや臨時職員（雇用契約に基づく方）の賃金を含みます。（ボランティア謝礼はその他謝礼に計上）
- ※最低賃金法の適用にも注意してください。

ファンドレイジング経費注意事項

- ・事業費の5%以内

対象とならない経費

- ・団体運営に必要な経費等（事務所の賃借料や光熱水費等）の助成事業と関わりのないもの
- ・施設等の改修費や備品購入費
- ・飲食経費は事業実施にあたりやむを得ないものと認められるものを除き、原則的に対象外（例：会議出席者へのお茶×、スポーツ事業実施における熱中症対策用の飲料○）

資料集

1 申請に必要な書類について

- (1) 協働推進基金助成金交付申請書 P 10
- (2) 一般事業計画書 P 11
- (3) 一般事業収支予算書 P 14
- (4) 団体概要書（一般） P 17

2 実績報告に必要な書類について

- (1) 協働推進基金助成金事業実績報告書 P 20
- (2) 一般事業収支決算書 P 22
- (3) 一般事業自己評価表 P 27

過去に採択された事業の交付申請書等は区 HP からご覧いただけます。

書類作成時の参考としてください。

URL : https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index03_02.html



申請に必要な書類について

申請には次の①から⑬の書類が必要になります。

【提出書類一覧】

事業に関する書類	① 協働推進基金助成金交付申請書（規則第3号様式） ② 一般事業計画書（要領第1号様式） ③ 一般事業収支予算書（要領第2号様式）
団体に関する書類	④ 団体概要書（一般）（要領第3号様式） ⑤ 定款、規則、会則等 ⑥ 役員、会員名簿等 ⑦ 前年度の事業内容がわかるもの（事業報告書等） ⑧ 前年度の事業の収支決算がわかるもの（活動計算書等） ⑨ 前年度貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑩ 今年度の事業計画がわかるもの（事業計画書等） ⑪ 今年度の事業の収支予算がわかるもの（事業予算書等） ⑫ 団体の活動内容がわかるもの（過去に実施したチラシ、ポスター等）
その他	⑬ 確認書（協働支援会議委員との利害関係の有無を確認する書類）

①から④、⑬の書類は、様式が決まっています。次ページからの記入例を参考に作成してください（⑬は除く）。

⑤～⑫の書類は、様式は決まっていないので、団体ごとに作成して提出してください。

次ページ以降が様式になります。
記入例や注意事項が記載されていますので、確認してください。



記入例

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

新宿区長 宛て

団体名 **NPO 法人 しんじゅく**
 所在地 **新宿区歌舞伎町 1-4-1**
 (フリガナ) シンジュク タロウ
 代表者氏名 **代表理事 新宿 太郎** ⑩

代表者印
を押印

代表者の肩書も記入
してください。

新宿区協働推進基金助成金交付申請書

新宿区協働推進基金条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 金 500,000 円

申請事業の分野（該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主要な分野に○をしてください。）			
保健・医療・福祉	災害救援	情報化社会	
社会教育	地域安全	科学技術	
まちづくり	人権擁護・平和	経済活動	
観光	国際協力	職業能力開発・雇用機会拡充	
文化・芸術・スポーツ	男女共同参画	消費者の保護	
環境	子どもの健全育成	市民活動支援	
その他（ ）			

記入例

団体名 NPO法人しんじゅく

一般事業計画書

事業名	事業名は、助成決定後に、区報や助成事業紹介冊子に使用します。出来る限りわかりやすく、簡潔にご記入ください。 〇〇〇〇事業	
① 事業目的・概要	事業目的とともに、事業の概要（主な活動や対象者）を簡潔に記入してください。 〇〇を対象として、〇〇に対する普及啓発を行うことを目的として、〇〇に関する講座や〇〇に関する写真展を開催する。	
② 地域課題・社会的課題	新宿区でどのようなニーズや現状があり、どのようなことが課題となっているのか、なぜこの事業が必要とされているのか、データを用いながらわかりやすく具体的に記入してください。 ➤ ニーズや現状に関してはその根拠（アンケートや統計資料等）も具体的に示してください。 （必要に応じて、別途、図表・地図・イラスト、写真等を添付し、又は印刷物等の資料を提出していただいても結構です。）	
③過去にこの助成を受けた実績	「新宿区NPO活動資金助成」による助成実績を含みます。 助成年度（ ） 事業名（ ） 助成年度（ ） 事業名（ ） 助成年度（ ） 事業名（ ）	
④この事業に対する他の助成の有無 (申請中のものを含む。)	有 無	有の場合は、助成名称（団体）及び助成額 助成名（団体名）： 助成額： 円 ※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。
⑤活動内容	活動内容ごとに開催日や会場、参加者数等を具体的にわかりやすく記入してください。 ➤ ②で掲げた内容と⑤で示している解決手法が対応するように記入してください。	

⑤活動内容	ア イベント（会議）の開催予定 ・運営会議の開催（10回） 6月～3月まで月1回開催 〇〇〇センター会議室を予定 ・〇〇講座（3回） 〇〇を対象とした〇〇に関する講座を実施 〇月 〇〇〇センター会議室 参加予定者数〇〇人 〇月 〇〇〇センター会議室 参加予定者数〇〇人 〇月 〇〇〇センター会議室 参加予定者数〇〇人 ・〇〇写真展（1回） 〇〇に関する写真展を開催 〇月約2週間 〇〇ギャラリー 入場予定者数〇〇人 イ 広報活動 ・区施設（特別出張所、地域センター）でチラシ配布 ・区直営掲示板でポスター掲示 ・当法人のHP・Twitter・Facebookで情報発信
⑥実行体制 (人員体制・安全対策)	活動を行うにあたって必要とされる人員や設備などをご記入ください（人員等の確保状況含む）。また、安全対策等、実施にあたって配慮すべき事項への対策があれば記入してください ア スタッフ等人数 本法人在勤者〇〇人、アルバイト〇〇人、ボランティア〇〇人 イ 安全対策 〇〇講座の開催にあたっては、火気を使用するため、参加者に対して十分に注意を促すとともに、保険に加入することにより、万全の態勢を期して実行する。
⑦期待される成果	ア 区民や地域社会への成果・効果 ボランティアとしての区民参加といった事業への参加方法等、区民や地域への成果や効果を具体的に記入してください。 ➤多くの区民への普及啓発に寄与する事業が対象になります。どのように区民参加が図られるか記入してください。

	イ 現状や課題に対する成果・効果 ②で記載したニーズや現状、課題に対してどのような効果が見込まれるか、②と対比してわかりやすく記入してください。 ✍️ 審査の非常に重要なポイント！！②地域課題・社会的課題がこの事業によってどのように解決されるか、わかりやすく記入してください。
⑧先駆性・専門性	課題解決の方法について、団体としてどのような先駆性や専門性が発揮できるか、貴団体の持つ強みを記入してください。
⑨事業の今後の展望	来年度以降も事業継続を考えているか、計画や方針をできるかぎり具体的に記入してください。団体の経営状況につきましても改善策等ございましたら記入してください。 同一の事業に対する助成は3回までとなりますので、<u>資金確保に向けた取り組みや資金計画等を記入してください。</u>

一般事業収支予算書

支出区分	費 目		予算額	内 訳
	事業費	①使用料及び賃借料	46,000 円	〇〇センター会議室(大会議室 午後使用) 1,000 円×6 回=6,000 円 〇〇ホール(終日) 20,000 円×2 日=40,000 円
		②印刷製本費	30,000 円	チラシ印刷(A4 片面モノクロ) 5 円×2,000 枚=10,000 円 ポスター印刷(A1 片面カラー) 1,000 円×20 枚=20,000 円
		③消耗品費	22,000 円	コピー用紙(A4) 1 円×7,000 枚=7,000 円 封筒(長 3)5 円×1,000 枚=5,000 円、プリンタインク代 10,000 円
		④委託費	130,000 円	会場設営料 100,000 円 ポスター作成委託 30,000 円
		⑤講師謝礼	210,000 円	講師謝礼(講座分) 30,000 円×3 日×2 人=180,000 円 講師謝礼(写真展分) 30,000 円×1 日×1 人=30,000 円
		⑥その他謝礼	40,000 円	ボランティア謝礼 2,000 円×4 日×5 人=40,000 円
		⑦交通費	10,000 円	打ち合わせ交通費 1,000 円×2 日×5 名=10,000 円
		⑧保険料	10,000 円	参加者イベント保険料 100 円×100 名=10,000 円
		⑨その他諸経費	168,000 円	郵便代 84 円×2,000 通=168,000 円
		⑩人件費	166,500 円	※事業費の20%以内(166,500 円以内) (団体構成員分)4,000 円×5 人×8 日=160,000 円 (アルバイト分)2,000 円×2 人×4 日=16,000 円 176,000 円のうち、9,500 円は助成対象外事業費へ
収入区分	事業費(①から⑩の合計)		832,500 円	上記10項目の合計
	⑪ファンドレイジングに関する経費		20,000 円	※事業費の5%以内(41,625 円以内) 寄附金募集ダイレクトメール発送料 200 円×100 名=20,000 円
	⑫助成対象経費(事業費+⑪)		852,500 円	事業費と⑪ファンドレイジングに関する経費の合計
	⑬助成対象外経費		109,500 円	人件費 9,500 円(助成対象外分) プロジェクターの購入 100,000 円
	事業総額		962,000 円	⑫助成対象経費 +⑬助成対象外経費
	内 容		予算額	積算根拠(内訳)
収入区分	①事業収入(参加費、資料代等)		50,000 円	講座参加料 500 円×20 人×3 回=30,000 円 写真展参加料 500 円×40 人×1 回=20,000 円
	②寄附金		95,000 円	サポーターによる寄附金収入
	③補助金収入		0 円	
	④協働推進基金助成金		500,000 円	助成金申請額 ※上記⑫助成対象経費の 2/3 又は 50 万円以内(千円未満切り捨て)
	⑤団体負担金		317,000 円	事業総額と一致
	収入総額		962,000 円	

その他

助成金申請額を減額して助成金交付決定をした場合の事業遂行の可否 (④ 否)

※いずれかに必ず〇をしてください。

収支予算書作成の注意点

1 記載における注意点

(1) 内訳はできる限り「単価×数量」で記載してください。

消耗品やコピー用紙等についても規格等が分かるように記載してください。

(2) 会議室等の使用料については、利用区分によって金額が変わる場合があります。「どの部屋をどの区分」で利用するのか分かるように記載してください。

(3) 備品（購入予定価格が50,000円以上（消費税等含む））については、認められません。

※対象経費については、P7「【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）対象経費算定基準」を参照してください。

2. 人件費に関する積算方法

賃金台帳・給与明細・雇用契約書等をもとに、以下の計算式に従い、従事者の一人一人について人件費を算出します。

人件費＝時間単価×従事時間

【月額給与の場合】

時間単価＝基本給（賞与、各種手当除く）÷（所定の勤務時間（時間外除く））

※賃金台帳等で時間単価が分かる場合は、その時間単価を用いてください。

- ・ 従事時間は1時間単位で計算してください。

3 収支予算書作成のながれ

(1) まずは支出区分の金額を確定します。

ア 支出区分のうち、①から⑨の各項目の内訳の内容を計算してください。

イ 次に、⑩人件費の計上金額を算定します。人件費は**事業費の20%が上限**のため、上記アで計算した金額すべてを計上できない場合もあります。上限額の範囲内で算定した金額を計上してください。なお、超過分は助成対象外経費に計上してください。

【人件費の上限額の求め方】

「①から⑨の合計額」×1/4＝人件費上限額

（例）50万円（①から⑨の合計）×1/4＝12万5千円（上限額）

ウ 人件費が決まったら、事業費（小計）に①から⑩の金額の合計を記入してください。

エ 次に、ファンドレイジングに関する費用を算定します。こちらも上限額が決まっていますので、すべて計上できない場合もあります。**上限額（「事業費（①～⑩の合計）」の5%が上限）**の範囲内で算定した金額を計上してください。なお、超過分は助成対象外経費に計上してください。

【ファンドレイジングに関する経費の上限額の求め方】

「事業費（①から⑩の合計）」×5/100＝ファンドレイジング経費の上限額

（例）62万5千円（①から⑩の合計）×5/100＝31,250円（上限額）

- オ 次に、⑫助成対象経費を計算します。事業費と⑪の合計金額を記入してください。
- カ ⑬助成対象外経費は、人件費やファンドレイジング経費の上限額の超過分のほか、備品購入費など「本事業に必要なが助成対象とならない経費」を記入してください。
- キ 最後に、⑫助成対象経費と⑬助成対象外経費の合計が「事業総額」になります。

(2) 次に収入区分の金額を確定します。

ア 本事業に対する事業収入（㉔参加費収入・資料代等）やその他収入（①寄附金収入㉕補助金収入等）がある場合は、必ず計上してください。原則として事業収入で不足する部分を助成します。

イ 次に、①協働推進基金助成金を計算します。

- ・⑫助成対象経費の $2/3$ （2年目以降は $1/2$ ）
- ・上限50万円

上記のいずれか少ない金額の範囲内で計上してください（千円未満切り捨て）。

【助成金申請上限額の求め方】

「助成対象経費」 $\times 2/3$ （ $1/2$ ）＝助成金申請上限額（ただし、50万円以下）

（例）60万円（助成対象経費） $\times 2/3 = 40$ 万円 $\Rightarrow$ 上限額以下なのでこの額

（例）80万円（助成対象経費） $\times 2/3 = 53$ 万円 $\Rightarrow$ 上限額以上なので50万円

ウ 収入区分の㉔～㉕の合計と事業総額（支出の計）を比較してください。

㉔～㉕の合計＞事業総額の場合 ①協働推進基金助成金から超過分を差し引いてください。

㉔～㉕の合計＝事業総額の場合 そのままの金額で助成金申請が可能です。

㉔～㉕の合計＜事業総額の場合 ㉖団体負担金に不足分を計上してください。

（例）㉔～㉕の合計60万円＞事業総額55万円 $\Rightarrow$ 超過分の5万円を助成金から控除

（例）㉔～㉕の合計60万円＝事業総額60万円 $\Rightarrow$ そのまま

（例）㉔～㉕の合計60万円＜事業総額65万円 $\Rightarrow$ 不足分5万円を団体負担金で計上

※助成額は必ず上限額を申請しなくてはならないわけではありません。また、団体負担金の割合を増加することも可能です。（ただし、その場合も実施後に助成金の増額・追加支払いはできませんのでご注意ください。）

支出区分及び収入区分の金額が決まったら、最後に以下の項目を確認してください。

- ☐ ⑩人件費は事業費の20%以内におさまっているか
- ☐ ⑪ファンドレイジング費用は事業費の5%以内におさまっているか
- ☐ 事業費（①から⑩の合計）や助成対象経費（①から⑪の合計）の金額は正しいか
- ☐ ①協働推進基金助成金の額は助成対象経費の $2/3$ 又は上限50万円以内におさまっているか
- ☐ 「事業総額」と「収入総額」が一致しているか

区HPではエクセル版も公開しています。
計算式が入っているのでわかりやすいです。
ご活用ください！



団 体 概 要 書 （ 一 般 ）

団 体 名	(ふりがな)	
所 在 地 (主たる事務所)	〒	
代 表 者 氏 名	(ふりがな)	
	連絡者氏名 住所 電話 () FAX e-mail	
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)	法人の場合 法人設立 年 月 その他の場合 年 月活動開始 活動歴 年 か月 (年 月末日現在)	
会 員 数 (構 成 員 数)	個人 : 団体 :	入会条件
主 な 活 動 地 域	東京都 区・市 その他 ()	
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無	
	(ホームページ) 有 (URL) / 無	
団 体 の 目 的 (定款の目的)		

主 な 活 動 (具体的に記入してください)	新宿区民を対象とした活動
	上記以外の活動
新宿区との連携実績	・ 部署名 ・ 連携事例 ・ 連携した内容の詳細

実績報告に必要な書類について

毎年度、事業終了後に以下の書類を提出して実績報告を行って下さい。

【提出書類一覧】

- ① 協働推進基金助成金事業実績報告書（規則第6号様式）
- ② 一般事業収支決算書（要領第4号様式）
- ③ 一般事業自己評価表（要領第5号様式）
- ④ 事業に要した費用の支払い金額が確認できる領収書等（写し可）
- ⑤ 賃金・給与の支払いに係る賃金台帳または給与台帳の写し
- ⑥ アンケート結果

①②③の書類は、様式が決まっています。次ページからの記入例を参考に作成してください。
提出がない場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

* アンケート結果は、集計し、傾向等を分析する等により、わかりやすくして添付してください。必ず添付が必要となりますのでご注意ください。

人件費P24、領収書の取り扱いP25
に注意点を記載しています。
申請時にも、確認しておいてください。



記入例

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

新宿区 宛て

団体名

所在地

(フリガナ)

代表者氏名

印

新宿区協働推進基金助成金事業実績報告書

新宿区協働推進基金条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 収支計算額

収 入	円
(内助成金)	円
支 出	円

2 助成事業

事業名	〇〇〇〇事業 助成金交付申請書に記載した事業名を記載。
実施の日時又は期間	令和2年6月から令和3年3月
対象者の範囲及び人数	〇〇をしている新宿区民 〇名
事業内容	〇〇に対する普及啓発を行うことを目的に、〇〇に関する講座や〇〇に関する写真展を開催した。 各イベントの開催前に運営会議を行い、事業の精査を図った。
具体的な活動状況	活動内容毎に日時、会場、参加者数等を具体的にわかりやすく記入してください。 ・運営会議の開催（2回） 〇月〇日 〇〇センター会議室 〇月〇日 〇〇センター会議室 ・〇〇講演会の開催（2回） 〇〇を対象とした〇〇に関する講座を実施 〇月〇日 〇〇センター会議室 参加者数〇〇人 〇月〇日 〇〇センター会議室 参加者数〇〇人 参加者総数のうち、区民の参加者は〇名。 ・〇〇写真展の開催（1回）

	〇〇に関する写真展を開催 〇月〇日～〇日 〇〇ギャラリー 入場者数〇〇人 入場者総数のうち、区民の参加者は〇名
事業の成果	事業によりどのような成果があったか、具体的に記入してください。 講演会については当初の目標とした参加者〇名を大きく上回る参加者があり、多くの区民への普及啓発につなげることができた。 写真展については、入場者数は目標数を達成できたものの、区民の参加者が約５割程度となった。 一方で、アンケート結果から、両イベントともに満足度は８０％を超える意見が９割以上となった。参加者からの評価も高く、普及啓発につながったものとする。

一般事業収支決算書

費 目		決算額	内 訳
支 出 区 分	①使用料及び賃借料	46,000 円	〇〇センター会議室(大会議室 午後) 1,000 円×6 回=6,000 円 〇〇ホール(終日) 20,000 円×2 日=40,000 円
	②印刷製本費	15,000 円	チラシ印刷(A4 片面モノクロ) 5 円×1,000 枚=5,000 円 ポスター印刷(A1 片面カラー) 1,000 円×10 枚=10,000 円
	③消耗品費	14,000 円	コピー用紙(A4) 1 円×1,000 枚=1,000 円 封筒(長 3) 5 円×1,000 枚=5,000 円、プリンタインク代 8,000 円
	④委託費	130,000 円	会場設営料 100,000 円 ポスター作成委託 30,000 円
	⑤講師謝礼	210,000 円	講師謝礼(講座分) 30,000 円×3 日×2 人=180,000 円 講師謝礼(写真展分) 30,000 円×1 日×1 人=30,000 円
	⑥その他謝礼	48,000 円	ボランティア謝礼 2,000 円×4 日×6 人=48,000 円
	⑦交通費	8,000 円	打ち合わせ交通費 1,000 円×2 日×4 名=8,000 円
	⑧保険料	8,500 円	参加者イベント保険料 100 円×85 名=8,500 円
	⑨その他諸経費	84,000 円	郵便代 84 円×1,000 通=84,000 円
	⑩人件費	140,875 円	※事業費の20%以内(140,875 円以内) (団体構成員分) 4,000 円×4 人×8 日=128,000 円 (アルバイト分) 2,000 円×4 人×4 日=32,000 円 160,000 円のうち、19,125 円は助成対象外事業費へ
事業費 (①から⑩の合計)		704,375 円	上記10項目の合計
⑪ファンドレイジングに関する経費		30,000 円	※事業費の5%以内(35,218 円以内) 寄附金募集ダイレクトメール発送料 200 円×150 名=30,000 円
⑫助成対象経費 (事業費+⑪)		734,375 円	事業費と⑪ファンドレイジングに関する経費の合計
余剰金 (A)		11,000 円	助成金交付額 50 万円 - (734,375 円×2/3*) = 11,000 円 * 千円未満切り捨て ⑪助成金交付額 - (⑫助成対象経費×2/3)
⑬助成対象外経費		104,125 円	人件費 19,125 円(助成対象外分) プロジェクターの購入 85,000 円
事 業 総 額		849,500 円	

収入区分	内 容	決算額	内 訳
	㉦事業収入 (参加費、資料代等)	42,500 円	講座参加料 500 円×50 人=25,000 円 写真展参加料 500 円×35 人=17,500 円
	㉧寄附金	80,000 円	サポーターによる寄附金収入
	㉨補助金収入	0 円	
	㉩協働推進基金助成金交付額	500,000 円	当初助成金交付額
	㉪団体負担金	227,000 円	㉦～㉩の合計が事業総額に足りない場合は、差額分を記入
	収 入 総 額	849,500 円	
余 剰 金 (B)		0 円	収入総額－事業総額
返 還 金		11,000 円	余剰金(A)+余剰金(B)

収支決算書作成の注意点

1 記載における注意点

(1) 内訳はできる限り「単価×数量」で記載してください。

消耗品やコピー用紙等についても「どの規格」のものか、分かるように記載してください。

(2) 会議室等の使用料について、「どの部屋をどの区分」で利用したか分かるように記載してください。

2. 人件費に関する清算方法

P26の人件費算定表を参考に、従事者ごとの人件費及び従事時間が分かる資料を作成してください。あわせて賃金台帳または給与台帳の写しを提出してください。賃金台帳等の提出が困難な場合は、従事者ごとに支払い金額の確認できる資料（領収書等）を添付してください。

※ボランティア謝礼、外部講師の方は除きます（その他謝礼に計上してください）。

3 収支決算書作成の流れ

(1) まず、収入区分のうち、㊦事業収入㊧寄附金㊨補助金収入㊩協働推進基金助成金交付額を実績に基づいて記載します。

(2) 次に、支出区分のうち、事業費の決算額を実績に基づいて入力します。

※㊰人件費及び㊱ファンドレイジング費用は、事業費に基づいた上限額があります。

【人件費の上限額の求め方】

「㊠から㊨の合計額」×1/4＝人件費上限額

(例) 50万円(㊠から㊨の合計)×1/4＝12万5千円(上限額)

【ファンドレイジングに関する経費の上限額の求め方】

「事業費(㊠から㊰の合計)」×5/100＝ファンドレイジング経費の上限額

(例) 62万5千円(㊠から㊰の合計)×5/100＝31,250円(上限額)

(3) 助成対象外経費の決算額を実績に基づいて記入してください。

(4) 「㊩助成金交付額」と「㊲助成対象経費に助成率(2/3)を乗じた金額」を比較してください。助成率を乗じた額が㊩助成金交付額より少ない場合は、余剰金(A)として差額が区への返還額になります。

【余剰金(A)の求め方】

助成金交付額－(助成対象経費×2/3)

(例) 50万円(交付額)－(60万円(助成対象経費)×2/3)＝10万円(余剰金(A))

「助成対象経費×2/3」が助成金交付額を上回っていれば、余剰金(A)は発生しません。

(5) 「助成対象経費」、「助成対象外経費」及び「余剰金(A)」の合計が事業総額になります。

(6) 収入額と事業総額との比較を行います。

㊦～㊩の収入額＞事業総額：差額が「余剰金(B)」として区への返還金となります。

㊦～㊩の収入額＜事業総額：㊳団体負担金に不足額を記入してください。

【余剰金（B）の求め方】

収入額（㉗～㉙の合計）－事業総額

（例）80万円（収入額）－70万円（事業総額）＝10万円（余剰金（B））

【団体負担金の求め方】

収入額（㉗～㉙の合計）－事業総額

（例）80万円（収入額）－90万円（事業総額）＝－10万円

（80万円＋10万円（団体負担金））－90万円（事業総額）＝0円

（7）区への返還金を確定します。上記（4）で算出した「余剰金（A）」と（6）で算出した「余剰金（B）」の合計が区への返還金となります。

最後に以下の項目を確認してください。

- ☐ 人件費は事業費の20%以内におさまっているか
- ☐ ファンドレイジング費用は事業費の5%以内におさまっているか
- ☐ 事業費（①から⑩の合計）や助成対象経費（①から⑫の合計）の金額は正しいか
- ☐ 事業総額と「収入総額＋余剰金（B）」の合計は一致しているか

4 領収書の注意点

事業実績報告時に、原則として全ての領収書（写し可）の提出が必要となります。領収書が提出できない場合や不備がある場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください（支出の日時は事業対象期間中のものに限ります）。

なお、下記（1）（2）に該当するものについては、領収書に準じたものとして報告することが可能です。

（1）領収書に準じて取り扱うもの

①レシート（以下のすべての要件を満たしたものの）

- ・1万円未満のもの
- ・領収年月日、店名が明記されていること
- ・品名、数量、単価等が明記されていること

②レシート（郵券購入にかかるもの）

- ・数量、単価、購入日等が明記されていること

③屋号のみが印刷またはゴム印により表示されているもの

- ・手書きによるものは認定外
- ・1万円未満のもの

（2）交通費

従事者等氏名、従事した日、交通経路及び金額が確認できる資料を作成し、団体代表者の証明を受けて提出してください。

（3）その他の注意点

ア レシート（1万円以上のもの）・納品書などは、領収書としては取り扱えません。

イ インターネットで購入される場合は、要件を満たした領収書が発行できること、請求書等の内訳が確認できるものを発行できるか事前に確認してください。

ウ 代引による購入の場合、送付先が領収書宛名となることが多いのでご注意ください。

エ その他、領収書の提出が困難な経費が発生した場合には、必ず地域コミュニティ課までご連絡ください。

人件費算定表

記入例

人件費計算							時間単価計算				
番 号	氏名	種別	時間単価 (円)	従事時間 (労働時間のうち、助成事業に従事した時間)		人件費 (円)	基本給		所定労働時間 (時間)	時間単価 (円)	
				(時間)	(計算式)		基本給 (円)	種別			
例	新宿 太郎	団体構成員 (常勤)	1,142	32	4時間/日 × 8日	36,544	160,000	月給	140	1,142	
例	新宿 二郎	臨時職員	1,666	32	4時間/日 × 8日	53,312	5,000	日給	3	1,666	
例	新宿 三郎	アルバイト	1,100	4	2時間/日 × 2日	4,400	1,100	時間給		1,100	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合計額						94,256					

月額給与の方などで、時間単価が確認できない方のみ、入力ください。
時間給の方や時間単価が雇用契約書等から確認できる方は、時間単価に直接入力してください。

塗りつぶしのセルは計算式が入力されています。

【添付資料（従事者への支払いが確認できるもの）】

- ・助成事業に従事した月ごとの賃金台帳または給与台帳の写しを添付してください。
- ・賃金台帳の提出が困難な場合は、人件費分の領収書を添付してください。

※ボランティア、外部講師の方など団体構成員以外の方は除きます。

記入例

一般事業自己評価表

※事業実施における成果や実施にあたっての課題を記載してください。

評価のポイント	自己評価
事業計画及びスケジュールに沿って事業を実施できたか。	計画通り実施することができた。 講演会後に写真展を開催する工夫をしたことが、イベントの連動につながり、参加者が増加したものと評価する。
実施にあたって、必要な人員体制がとられたか。安全確保がなされたか。	計画通り実施することができた。
事業を通じて、多くの区民の社会貢献活動の啓発に役立つものとなったか。	本事業の参加者からボランティアの希望が〇名申し出があり、社会貢献活動の啓発につながったものと評価する。
地域課題や社会的課題に対してどのような成果や効果があったか。今後、見込まれる効果はどのようなものか。	参加者数及びアンケートによる満足度からも、事業の目的である〇〇の普及啓発に貢献できたものと評価する。
団体の先駆性や専門性を活かすことができたか。	著名な有識者を招き講演会を開くなど、団体の持つネットワークを活用し実施することができた。
経費見積りは適正だったか。	計画と大きな相違なく実施することができた。
（今回の事業を次年度以降も継続していく場合）継続性や発展性が期待できるものとなったか。資金確保に努めたか。	本事業をきっかけにボランティアの希望者が出るなど、担い手の育成につながった。 また、費用面においても企業への協賛を働きかけるなど、取り組みを行った。金銭面での支援はなかったものの、チラシの設置等イベントの周知に協力を得ることができた。
事業の実施にあたって、課題や問題点はあったか。どのような対策が考えられるか。	講演会の区民参加者が想定より少なかったことが課題である。広報面において、区報を活用するなどの工夫を図ることが必要である。

その他

*参加者アンケートの結果を報告してください。

*事業の成果物(冊子等)、事業の開催時の写真等提出できるものがある場合は、添付してください。

memo

区とタッグを組んで事業を実施したい！

一般事業助成のノウハウを活かして、より大きなイベントを行いたい！

という団体さんには…

協働事業助成がオススメです！

多様化する地域課題に対応するため、NPO等の専門性や柔軟性を活かした事業の提案を公募し、NPO等と区が協働で事業に取り組む制度です。

【募集時期】令和2年5月頃（予定）

【助成金額】1年目 上限300万円 助成率3/4

2年目 上限200万円 助成率2/3

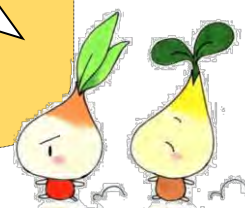
3年目 上限150万円 助成率1/2

【対象期間】決定の翌年度から最長3年間実施
2事業採択予定

団体の活動状況に合わせて

一般事業助成・協働事業助成

いずれかを柔軟に選択できます！



必要書類については、区のホームページからダウンロードすることができます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※本事業は、令和2年度予算の成立をもって実施します。

URL: http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/chiiki01_001012.html



地域振興部地域コミュニティ課管理係

（新宿区歌舞伎町1-4-1）

新宿区役所本庁舎1階15番窓口）

TEL：03-5273-3872

FAX：03-3209-7455

E-mail：kiramiranet@city.shinjuku.lg.jp

URL：http://www.city.shinjuku.lg.jp/